

## 令和2年度 指名停止業者一覧(建設工事関係)

令和3年1月15日更新

<p>2-1 大成建設株式会社</p>	<p>大成建設株式会社の社員は、鹿児島市内の耐震改修工事において、石綿等の除去の作業を行うに際し、法定の除外事由がないのに、所轄の鹿児島労働基準監督署長にその計画を届け出ることなく当該工事を行ったとして、労働安全衛生法違反で令和2年4月3日付けで鹿児島簡易裁判所から罰金の略式命令を受けたことによる。</p> <p>基準第18号(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>令和2年4月29日から 令和2年7月28日まで3か月</p>
<p>2-2 株式会社新庄砕石工業所</p>	<p>株式会社 新庄砕石工業所の工事現場において労働災害が発生した。しかし、同社の元役員は、新庄労働基準監督署長に対し、同社の資材置場において傷害を負った旨の虚偽の労働者死傷病報告を提出し、もって同署長に虚偽の報告をした。また、同署の労働衛生専門官に対しても虚偽の陳述をした。この件について、同社及び当該同社の元役員は、労働安全衛生法第100条第1項及び労働安全衛生規則第97条第1項違反により新庄区検察庁から公訴を提起され、新庄簡易裁判所からそれぞれ 罰金刑(20万円)の略式命令を受け、その刑が確定したことによる。</p> <p>基準第18号(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>令和2年10月13日から 令和3年1月12日まで3か月</p>
<p>2-3 川田工業株式会社</p>	<p>川田工業(株)を代表企業とする共同企業体は、長野県の橋梁建設工事現場において、同工事現場に設置された仮索道用鉄塔が倒壊する事故を発生させたが、当該現場の作業所長である川田工業(株)の従業員は、松本労働基準監督署長に事故報告書を遅滞なく提出しなかった。</p> <p>この件について、川田工業(株)及び同社の従業員は、労働安全衛生法第100条第1項等違反により松本区検察庁から公訴を提起されたことによる。</p> <p>基準第18号(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>令和3年1月16日から 令和3年4月15日まで3か月</p>